伊豆の国市インターネット公有財産売却の流れ(不動産)

- 1. 手続きに入る前に「<u>伊豆の国市インターネット公有財産売却ガイドライン(外部サイトへリンク)</u>」 を必ずお読みください。
- ログイン ID の取得
 OKSI 官公庁オークションサイトから、ログイン ID を取得し、メールアドレスの認証を受けてください。
- 3. 公有財産売却参加申込み
 - 〇公有財産売却申込み期間中に、インターネット公有財産売却の画面上で、入札する物件ご とに仮申込みをしてください。
 - 〇参加申込み手続きには、住所、氏名などの参加者情報を入力することが必要となります。
 - ○その後、本申込みを行うにあたり、「公有財産売却 一般競争入札参加申込書」に「住民票 (法人の場合は商業登記簿謄本)」の原本(もしくはコピー)を添付して伊豆の国市にご提出 ください。
 - ○添付書類は90日以内に発行されたものに限ります。また、申込時は⊐ピーを可としますが、 落札者となった場合は原本の提出が必要になります。
 - 〇代理人が申込みをされる場合は、上記提出書類に加え、委任状の提出をお願いします。提 出書類は、伊豆の国市ホームページからダウンロードをしてください。
 - ○書類は参加申込締切日までに提出してください。(郵送の場合は、参加申込締切日の消印 有効)
 - 〇下見会を開催する場合がありますので、物件ページをご確認ください。
- 4. 入札保証金の納付
 - 〇入札保証金額は、公有財産ごと異なりますので、公有財産売却物件詳細画面にてご確認く ださい。
 - ○入札保証金の納付方法は、銀行振込又はクレジットカードによる納付となります。納付方法 は物件ページにてご確認ください。参加申込み完了後、伊豆の国市より振込先等について 電子メール等で案内をします。
 - クレジットカードによる納付の場合、カード情報の入力が必要です。
 - 〇入札保証金は、入札開始の2開庁日前までに伊豆の国市が確認できるように納付してください。
- 5. 入札

〇入札は、入札期間中に一度きりとなります。

〇一度行った入札は、取り消すことが出来ませんのでご注意ください。

6. 落札結果の確認

〇入札確定日時以降に落札者に結果通知の電子メールを送信します。
 〇落札者のログイン ID と落札価格については、公有財産売却システム上に一定期間公開されます。

- 7. 契約の締結
 - ○落札者には伊豆の国市より電子メールなどにより、契約締結に関する案内を行い、契約を締結します。
 - ○契約の際は、伊豆の国市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押 印し、契約金額に応じた収入印紙を貼付のうえ、伊豆の国市へ提出してください。
 - 〇落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合や落札者が参加仮申込みの時点で18歳未満の者であるなど、公有財産売却に参加できない者の場合には、売却の決定が取り消されます。その場合、財産の所有権は落札者に移転しません。また、納入された入札保証金は返還しません。
- 8. 売払代金の納付
 - ○売払代金は伊豆の国市が用意する納付書により納付してください。納付期限までに伊豆の 国市が納付を確認できることが必要です。
 - 〇売払代金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証 金)を差し引いた金額となります。
 - 〇納付期限までに納付が確認できない場合、契約保証金(または入札保証金)を没収し、返 還しません。
- 9. 公有財産(不動産)の権利移転及び引渡し
 - ○売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて伊豆の国市が不動産登記簿上の 権利移転のみを行いますので、伊豆の国市のホームページより「所有権移転登記請求書」 を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに提出してください。なお、売払代金の残金納付期限は伊豆の国市が指定する日となります。
 - 〇所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記請求書提出後3週間程度の期間を 要することがあります。

※落札後の具体的な手続きの流れについては、落札者に伊豆の国市からメールを送りますの で、そちらを参考にしてください。